

電気供給約款別紙（東京電力パワーグリッド株式会社管内）

実施要綱 東京 お得電力 動力プラン

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力

※ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東京お得電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

動力（電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。）を使用する需要で、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ) 契約電力

(a) 契約電力とは、契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(b) 契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(2)または(3)に定める算定方式に準じるものとします。

ニ) 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりといたします。

① 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

② 冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

① ピーク時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

② オフピーク時間

毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

③ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

ホ) 料金単価（税込）

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,065円11銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

ピーク時間、オフピーク時間、夜間時間共通

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1キロワット時につき	26円33銭	24円80銭

ヘ) 使用電力量の算定

(a) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

(b) 料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

ト) その他

- (a)お客さまが変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。この場合の免れた金額は、この料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (b)お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で当該負荷設備を取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、本約款39（解除等）に準じて供給契約を解約することがあります。
- (c)料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則としてこの契約種別以外の契約種別に供給契約を変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。